

学童保育（放課後児童健全育成事業）2024年度補助単価（2024年6月21日現在）

職員配置		区分他	補助単価他
常勤職員2名以上配置した場合の新)	1	1~19人	4,313,000円（2023年度2,558,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円／年額 *2023年度の補助単価はないので赤字削除
	2	20~35人	6,552,000円（2023年度4,734,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円／年額
	3	基本額（年間開所日数250日以上／250日の額）	
	4	36~45人	6,552,000円（2023年度4,734,000円）／年額
	5	46~70人	6,552,000円（2023年度4,676,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75,000円（2023年度69,000円）／年額
	6	71人以上	4,601,000円（2023年度2,917,000円）／年額
	7	開所日数加算額	1支援の単位 （年間開所日数－250日）×26,000円（2023年度19,000円）<1日8時間以上開所の場合>／年額
	8	長期休暇支援加算額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 26,000円（2023年度19,000円）／1日 加算
	9	長時間開所加算	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×671,000円（2023年度409,000円） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×302,000円（2023年度184,000円）
	10		
	11	20人以上	4,522,000円（2023年度3,099,000円）／年額
	12	1~19人	3,102,000円（2023年度1,726,000円）／年額
	13	特別分（年間開所日数200~249日）	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 26,000円（2023年度19,000円）／1日 加算
常勤職員2名未満の場合：省令通り	1-1	1~19人	2,629,000円（2023年度2,558,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円／年額
	2-1	20~35人	4,868,000円（2023年度4,734,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円／年額
	3-1	36~45人	4,868,000円（2023年度4,734,000円）／年額
	4-1	46~70人	4,868,000円（2023年度4,676,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75,000円（2023年度69,000円）／年額
	5-1	71人以上	2,917,000円／年額
	6-1	開所日数加算額	1支援の単位 （年間開所日数－250日）×20,000円（2023年度19,000円）<1日8時間以上開所の場合>／年額
	7-1	長期休暇支援加算額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 20,000円（2023年度19,000円）／1日 加算
	8-1	長時間開所加算	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×421,000円（2023年度409,000円） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×190,000円（2023年度184,000円）
	9-1	20人以上	3,185,000円／年額（2023年度3,099,000円）
	10-1	1~19人	1,766,000円／年額（2023年度1,726,000円）
	11-1	特別分（年間開所日数200~249日）	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 20,000円（2023年度19,000円）／1日 加算
	12-1		
	13-1	長時間開所加算額	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×421,000円（2023年度409,000円）
資格者を1名のみ配置	1-3	1~19人	2,629,000円（2023年度2,558,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円／年額
	2-3	20~35人	4,088,000円（2023年度3,978,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円／年額
	3-3	36~45人	4,088,000円（2023年度3,978,000円）／年額
	4-3	46~70人	4,088,000円（2023年度3,978,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×62,000円（2023年度58,000円）／年額
	5-3	71人以上	2,464,000円／年額
	6-3	開所日数加算額	1支援の単位 （年間開所日数－250日）×16,000円（2023年度15,000円）<1日8時間以上開所の場合>／年額
	7-3	長期休暇支援加算額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 16,000円（2023年度15,000円）／1日 加算
	8-3	長時間開所加算	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×277,000円（2023年度271,000円） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×125,000円（2023年度122,000円）
	9-3	20人以上	2,516,000円（2023年度2,451,000円）／年額
	10-3	1~19人	1,766,000円（2023年度1,726,000円）／年額
	11-3	特別分（年間開所日数200~249日）	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 16,000円（2023年度15,000円）／1日 加算
	12-3		
	13-3	長時間開所加算額	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×277,000円（2023年度271,000円）
補助員のみのみ2名以上配置	1-4	1~19人	1,868,000円（2023年度1,823,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×30,000円（2023年度29,000円）／年額
	2-4	20~35人	4,322,000円（2023年度4,216,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×27,000円（2023年度26,000円）／年額
	3-4	36~45人	4,322,000円（2023年度4,216,000円）／年額
	4-4	46~70人	4,322,000円（2023年度4,216,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×67,000円（2023年度63,000円）／年額
	5-4	71人以上	2,565,000円／年額
	6-4	開所日数加算額	1支援の単位 （年間開所日数－250日）×18,000円<1日8時間以上開所の場合>／年額
	7-4	長期休暇支援加算額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 18,000円／1日 加算
	8-4	長時間開所加算	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×348,000円（2023年度339,000円） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×157,000円（2023年度152,000円）
	9-4	20人以上	2,646,000円（2023年度2,582,000円）／年額
	10-4	1~19人	1,086,000円（2023年度1,063,000円）／年額
	11-4	特別分（年間開所日数200~249日）	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 18,000円／1日 加算
	12-4		
	13-4	長時間開所加算額	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×348,000円（2023年度339,000円）
補助員を1名のみ配置	1-5	1~19人	1,868,000円（2023年度1,823,000円）－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×30,000円（2023年度29,000円）／年額
	2-5	20~35人	3,452,000円（2023年度3,370,000円）－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×27,000円（2023年度26,000円）／年額
	3-5	36~45人	3,452,000円（2023年度3,370,000円）／年額
	4-5	46~70人	3,452,000円（2023年度3,370,000円）－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×53,000円（2023年度50,000円）／年額
	5-5	71人以上	2,056,000円／年額
	6-5	開所日数加算額	1支援の単位 （年間開所日数－250日）×14,000円<1日8時間以上開所の場合>／年額
	7-5	長期休暇支援加算額	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 14,000円／1日 加算
	8-5	長時間開所加算	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×187,000円（2023年度182,000円） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×84,000円（2023年度82,000円）
	9-5	20人以上	1,903,000円（2023年度1,861,000円）／年額
	10-5	1~19人	1,086,000円（2023年度1,063,000円）／年額
	11-5	特別分（年間開所日数200~249日）	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 14,000円／1日 加算
	12-5		
	13-5	長時間開所加算額	平日「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×187,000円（2023年度182,000円）
放課後子ども環境整備事業	放課後児童クラブ設置促進事業	13,000,000円（2023年度12,000,000円）	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成29年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき放課後や週末等において、学校の余剰教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）を一体的に実施する場合に必要な小学校の余剰教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。国、道、県、市町村/3
	放課後児童クラブ環境改善事業	2,000,000円	開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合
	放課後児童クラブ環境改善事業	5,000,000円	開所準備経費を含む場合
	放課後児童クラブ環境改善事業	1,000,000円	開所準備経費を含まない場合（アを除く）
	放課後児童クラブ環境改善事業	1,600,000円	開所準備経費を含む場合（アを除く）ただし、年度内に支払われたもののみ
	放課後児童クラブ環境改善事業	1,000,000円	受け入れのために、既存施設を改修するとき
	放課後児童クラブ環境改善事業	3,000,000円	余剰教室転用の際に、余剰教室の荷物を置く場所を整備
放課後児童クラブ支援事業（1支援の当たり年額）	障害児受入推進事業	障害児1人以上受け入れた場合2,059,000円（2023年度2,009,000円）	
	放課後児童クラブ運営支援事業	賃借料補助 3,374,000円（2023年度2,009,000円）	余剰教室等を活用しているが、待機解消のために学校外で、民家・アパート等で2015年以降に開設したクラブの賃借料の補助※事業実施月数(1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とする。)が1月に満たない場合には、各事業年度ごとに算定された金額に「事業実施月数-12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。
	放課後児童クラブ運営支援事業	移転関連費用補助 2,500,000円	待機解消済で移転し受け入れ児童を増やす場合
	放課後児童クラブ運営支援事業	土地借料補助 6,100,000円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用
放課後児童クラブ支援事業（18時半を超えて開所が条件）	送迎支援事業	536,000円	ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合
	常勤職員配置の場合		家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域組織や関係機関等との連携業務を行う常勤職員を配置した場合、その賃金並に必要費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成 3,158,000円/年度
	非常勤職員配置の場合		家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額を助成 1,678,000円/年度
	障害児受入強化推進事業		
障害児受入強化推進事業	障害児を3人以上以下受け入れる場合	職員を1人配置 2,059,000円（2023年度2,000,000円）／年額	事業実施月数（1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とする。）が1月に満たない場合には、各事業年度ごとに算定された金額に「事業実施月数-12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする
	障害児を4人以上8人以下受け入れる場合	職員を2人以上配置 2,059,000円（2023年度2,000,000円）／年額	
	障害児を9人以上受け入れる場合	職員を3人以上配置 4,118,000円（2023年度4,000,000円）／年額	
	障害児を10人以上受け入れる場合	職員を4人以上配置 6,177,000円（2023年度6,000,000円）／年額	
医療的ケアが必要な障害児を受け入れる場合			4,061,000円／年額
			看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円／年額
小規模放課後児童クラブ支援事業		19人以下の学童保育の必要経費補助643,000円（2023年度625,000円）／年	
放課後児童クラブにおける要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその他の保護者）の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に即した相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費を補助 1,369,000円（2023年度1,330,000円/年度）／年額（1事業所当たり）			
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業		遊び及び生活の場の準備等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費の補助を行う 1,500,000円（2023年度1,451,000円）／年額	

学童保育（放課後児童健全育成事業）2024年度補助単価（2024年5月21日現在）			
職員配置	区分地	補助単価他	
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業		放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るため、第三者評価の受審に必要な経費の補助を行う 1か所あたり300,000円（1事業所当たり）（ただし、同じ学童保育への次の補助は3年の期間をかける）	
放課後児童クラブ利用調整支援事業	1市町村当たり4,258,000円/年額	放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用	
災害時放課後児童クラブ利用料支援事業	1支援の単位280,000円/月額	令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助	
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 ※1支援の単位619,000円が上限	放課後児童支援員		年額131,000円
	経験が5年以上で一定の研修を終了した放課後児童支援員		年額263,000円
	経験が10年以上で事業所長的位置にある放課後児童支援員		年額394,000円
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）		11,000円×賃金改善対象者数（※） ×事業実施月数	※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担を含んでいる。
ICT化推進事業 （令和5年度補正予算分）	①ICT化の推進（連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。）	500,000円（1支援の単位）	放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費や通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。
	③通訳サービス等使用 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を支援する。	150,000円（1支援の単位）	
育成支援の内容の質の向上	放課後児童クラブの質の向上 （保育対策総合支援事業費補助金）	4,064,000円	「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中での実施 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう学童保育を巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する 補助率1/2
	放課後児童支援員の人材確保	1,282,000円（2023年度1,247,000円）	「保育士・保育所支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の中で実施 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望するものに対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う 補助率1/2